

美里リハビリテーションクリニック
(介護予防) 通所リハビリテーションセンター 運営規程

第1条 社会医療法人黎明会が開設する美里リハビリテーションクリニックが実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 美里リハビリテーションクリニックが実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 社会医療法人黎明会 美里リハビリテーションクリニック
- 2 所在地 熊本県下益城郡美里町洞岳 1308 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者） 1名

医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に関わる従事者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士	2名以上
作業療法士	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	5名以上

従事者は、計画に基づき通所リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
但し、土曜日、日曜日、及び12月29日～1月3日を除く。
- 3 サービス提供時間帯 午前9時20分から午後4:30分

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、34名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) リハビリテーション
- (2) 健康管理
- (3) レクリエーション
- (3) 食事
- (4) 入浴
- (5) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を超えてから、片道1kmごとに10円
- (2) 食費 620円/日(おやつ代含む)

- (3) おむつ代 実費 (購入の場合 1 枚 30 円)
- (4) おやつ代 110 円/回 (昼食の利用が無く、希望の方のみ)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意をする旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の実施地域は、「下益城郡美里町」「上益城郡山都町」の区域とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第 11 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内での飲酒を禁止。
- (2) 敷地内全域での禁煙。
- (3) 従業者の指示に従う。
- (4) 金品の持ち込みをしない。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(苦情に対する対応方針)

第 14 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 5 年間（苦情・事故に関する記録は 5 年間）保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は美里リハビリテーションクリニックが定めるものとする。

附則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。